

2020 年 5 月 4 日

緊急事態宣言発令に対する対応について（更新）

当社および当社グループでは、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されたことを受けて、お客様および協力業者ならびに当社の従業員等の生命・身体を守る観点から、引き続き下記の対応を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

お客様、関係者の皆様におかれましては、このような状況をご賢察いただき、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記**1. 対象範囲**

緊急事態宣言発令地域の本社、支店、営業所などの常設オフィス部門

2. 対応期間

2020 年 5 月 7 日～5 月 31 日まで

3. 対応方針

- ・原則、在宅勤務としてテレワークを継続します。
- ・不要不急の出張および移動は引き続き原則禁止とします。
- ・会議等の多人数が集まる場所への立ち入りは引き続き禁止とします。

4. 対象地域における工事について

対象地域で施工中の工事は、発注者と協議のうえ決定し、継続する場合は感染症防止対策を徹底いたします。

以上